第２回佐倉市地域福祉計画推進委員会　議事録

開催日時	令和８年９月３０日（水）　午前１０時００分～１１時２０分
開催場所	議会棟全員協議会室
出席者	兼坂　誠委員、黒田　聡委員、櫻井　三男委員、 佐藤　惟委員、須藤　真由美委員、住吉　アキ子委員、山本　豊一委員
欠席者	小林　眞智子委員、深沢　孝志委員
事務局	和田　泰治（福祉部長）、大久保　英一（社会福祉課長）、下地　正史（社会福祉課管理班長）、青木　智徳（社会福祉課地域福祉班長）、花島　英雄（社会福祉課主査）、栗原　康彰（社会福祉課主査）、村元　京平（社会福祉課主査）、吉岡　捺（社会福祉課主事）
議　題	１．議事 （１）第５次佐倉市地域福祉計画進捗管理について （２）第１回佐倉市地域福祉計画推進委員会議事録に係る申入について
配付資料	資料１　第５次佐倉市地域福祉計画進捗管理シート一覧（年度評価用）（案） 資料２　第１回佐倉市地域福祉計画推進委員会議事録に係る申入 資料３　（令和８年度開催）第１回佐倉市地域福祉計画推進委員会議事録 資料４　（令和７年度開催）第７回佐倉市地域福祉計画推進委員会議事録 （以下、議事（２）において当日配付） 資料５　第１回佐倉市地域福祉計画推進委員会 議事録に係る申入への対応（案）
傍聴人	１名

１．開会

今回の議事録確認者は、小林会長と深沢委員が欠席のため、須藤副会長と住吉委員の２名となることが確認された。また、会長の代理として、副会長が議長となることが確認された。

２．議事

（１）第５次佐倉市地域福祉計画進捗管理について

資料１に基づき、事務局から説明を行った。

なお、配付した資料１は、前回会議までに各委員からいただいた意見の内、進捗管

理シートの修正等により既に反映済みとなった意見を削除して作成してあった。一方で、削除せず残しておけば経緯がわかりやすくなるとの提案が、会議直前に事務局内部からあり、確定・公表時には削除した意見も復元する予定である旨を、資料の説明と併せて委員にお伝えした。

○意見、質疑等

【副会長】

・ 基本目標１を担当された各委員から、ご発言をお願いする。

【担当委員】

・ 数値上は目標値を超えて十分に達成しているのに、担当所属による自己評価がＡでなくＢとされているような指標について、前回、理由の説明があったほうがよいと意見を伝えた。これについては対応がなされ、わかりやすくなっている。ただし、その理由が記載された欄が「Ｃ、Ｄ評価だった場合の理由」欄であるのは、いかがなものか。記載する位置を今一度検討されたい。

【担当委員】

・ 地域での活動も活発に行われている中、この地域福祉計画とのリンクという面で、やはり、地域の皆さんにどう理解していただけるだろうかということを感じる。民生委員や地区社協など、活動している皆さんにどう浸透していけるか、具体的に考えてもらえたらありがたい。

【副会長】

・ 基本目標２を担当された委員は、本日欠席。
・ 私が担当した基本目標３について。地域福祉の担い手不足に関する指標は、やはりＣ評価になりがちで、それに対する改善策も出されているが、抜本的な対策になるかどうかは不透明。解決に結びつく策というものを、私も直ちに思いつかないので、今の取組を継続しながら考え、変更していくということでよいだろうと思う。
・ 続いて、基本目標４を担当された委員から、ご発言をお願いする。

【担当委員】

・ 私自身、地元で地区社協の活動に携わっており、この基本目標「住民参加をさらに促進し、充実します」に従って動いているようなところがある。評価としては、全体的に良いのではないかと思う。
・ 一方で、市の公共施設再配置方針が動き出していることから、地域住民が地域福祉活動を行うための拠点をどのように整備していくのかというところを、これから地域福祉計画にも落とし込んでいかなければならないと考える。

【副会長】
・　続いて、基本目標５を担当された各委員から、ご発言をお願いする。

【担当委員】
・　地域の高齢化は、思ったよりも早く進んでいる。私の地域も一人暮らしが多く、役員の担い手もいない。自治会の会員も減少しつつある。しかし、地域福祉計画は、自治会がなければ成り立たないと思う。
・　私の地域の自治会では、できるだけ年齢を絞らず、８０歳を過ぎてもパトロールに参加していただくなど、引退する人を出さないようにしている。
・　高齢化の問題については、1自治会にとどまらず、地区の共通の思いである。高齢化の進行で、高齢者が高齢者を支えることになっていくという現状も踏まえ、自治会としてできることをやっていきたい。
・　指標の評価については、資料のとおりで良いと思う。

【担当委員】
・　移動支援サービスに関連し、移動販売について。今週も、業者の移動販売に１４～１５人ほどが買いに来ていて、「おかげで助かる」という意見が多く聞かれた。近くのコンビニエンスストアの閉店後は、車で買い物に行くしかなくなっていたところ。また、独居老人も増えてきた中で、そうした人が多く移動販売を訪れ、買い物袋をいっぱいにしていく。他の地域でも、大体１０人以上は集まっている。やはり、非常に役に立っていると思う。市にも当初から広報紙等で周知していただいたが、住民としては助かっている。

【担当委員】
・　資料１０７頁（指標「個別避難計画の作成率向上」）がＢ評価とされている一方、「年度評価」欄の文中ではＣ評価として説明されている。何れかの誤記だと思われる。
・　評価に関しては、特に違和感がない。
・　８月１３日の千葉豪雨や今月２１日の台風２５号で、佐倉市には、テレビで報道されているように、いろいろな事象があったと思う。高齢者、障害者の福祉避難所のこと。とりわけ個別避難計画の作成は、佐倉市に限らず全国的に遅れている。万全を期す意味で、もっとこの取組を進めるべきだと考え、シート上で提案をしてみた。
・　例えば、佐倉市のホームページでは、個別避難計画について、主に自治会に平常時避難行動要支援者名簿を渡して作成していくという流れが説明されている。しかしこれを、例えば障害者であれば相談支援事業所、高齢者であれば地域包括支援センターなどで作成する流れにすることはできないか。自治会は多忙で、なかなか生活弱者のことまで対応できない状況にある。医療的ケア児など、一部には事業所が作成している例もあるようなので、そうした流れをも

っと拡大していったらどうかということを、１つの考え方として提示した。
・　また、佐倉市も含めて多くのところが同様だと思うが、平常時避難行動要支援者名簿の作成にあたり、掲載対象となり得る障害者や高齢者などから同意を得ることで、名簿登載の意思を確認するという方法がとられている。しかし、その結果として７０％くらいしか登載が進んでいない。一方、防府市では、名簿に載せることを前提とした通知を行い、登載を拒否した人だけを除いて作成するという方法をとっている。佐倉市でも、そこまでやれば登載が進むのではないかという提案もしたところ。

【副会長】
・　各担当委員からご発言をいただいた。ここまでに関して、ご意見やご質問があれば、お願いする。

【事務局】
・　資料１０７頁に関する委員ご指摘の件は、Ｃ評価が正であり、修正させていただく。

【委員】
・　同じく１０７頁について、「年度評価」欄の文中に「目標値３０％」とあるが、「達成状況」欄の記載に照らすと「目標値２０％」が正と理解してよいか。１０８頁（指標「避難行動要支援者名簿登載同意者率」）についても同様の齟齬が見られる。これらも修正が必要だと思う。

【事務局】
・　何れもご指摘のとおりなので、修正させていただく。

【事務局】
・　委員から個別避難計画の作成に関するご意見をいただいたことについて、現在の佐倉市の取組状況をご説明する。
・　市では、要介護認定を受けている方や障害手帳をお持ちの方など一定の基準に該当する方へ一斉に通知を行い、その内の同意を得られた方のみを、平常時避難行動要支援者名簿に登載している。登載拒否者のみを除外するところにまでは至っていない。
・　作成した平常時名簿は、自治会、自主防災組織、地域包括支援センター、警察、消防などに提供している。災害時には、公助がなかなか対応できない部分での共助が欠かせない。要支援者の避難には、やはり地域の方の支援が必要となることから、まずは自主防災組織で個別避難計画を作成していただくかたちをとっている。
・　一方で、医療的ケア児者などの困難な事例については、相談支援事業所やケ

アマネジャーに個別避難計画の作成を委託している。件数としては多くなく、また、名簿の全体をそうした事業者に提供している訳ではないが、対応の必要な案件があれば、個別に委託事業として対応しているところ。

【委員】

・　関連して質問したい。自治会のほかに事業者が作成している場合もあるとのことだが、地域内ですり合わせを行う機会はあるのか。

【事務局】

・　地域によって、防災意識の濃淡はどうしても出てしまうし、地域内でも、例えば自治会の新旧役員の間で意識が違うようなこともある。名簿を受け取っても、災害が発生するまで名簿を確認する必要がないと思っている方もいる。名簿の提供時には、地域のどこに避難行動要支援者がいるのかを前もって把握し、共有していただくためのものだということをご説明し、啓発している。

【委員】

・　もう一つ質問したい。このところ水害が続き、避難指示が出て、避難所も開設された。そうした中、平常時でなく災害時の名簿は誰が届けてくれるのかということが、地元で話題になった。結局、誰からも届けられなかったのだが、こうしたことは担当課に戻していったほうがよいのではないか。

【事務局】

・　災害時名簿は特に救助を要する方ということになるので、原則として、自衛隊や消防等、救助活動を行う団体にお渡しすることとなる。一方、自治会や自主防災組織への提供は、難しいと考えている。今回の台風第２５号において、福祉部では災害時名簿に基づき、浸水想定区域、避難指示の発令区域に電話で安否確認を行うといった使い方もしたところ。

【委員】

・　認識の確認だが、平常時名簿と災害時名簿の内、後者は申請しなくても市の把握に基づき登載されるもの。災害時名簿に登載されている人には、年に一度、平常時名簿への登載の意向の確認があり、その平常時名簿に基づいて、避難訓練等が行われる。災害時名簿は、発災時に自衛隊や消防が使うものであって、地域で個別避難計画の作成に活用するのは平常時名簿。

【事務局】

・　制度上、災害時名簿は、発災時において、登載されている方の同意がなくても提供ができるというものとなっているが、地域住民による安否確認のために提供するのは難しいと考えており、普段の見守りでも活用されている平常時名簿のほうをまずは使用していただくよう、市ではお願いしている。

【副会長】

・　続いて、全委員で担当した重点施策のシートに関し、ご意見等あるか。

・　特段ないようなので、本議事についてお諮りする。第５次佐倉市地域福祉計画進捗管理については、誤記の修正や対応済みの委員コメントの復元を前提として、資料１の案のとおり承認してよろしいか。

（各委員から同意の声。）

【副会長】

・　案のとおり承認されたので、事務局は本日いただいた意見を今後の進捗管理に活かすとともに、令和７年度分評価の公表に向けた手続きを進められたい。

（２）第１回佐倉市地域福祉計画推進委員会議事録に係る申入について

前回の第１回委員会では、議事「前期委員会からの申し送り事項について」として、包括的支援体制の整備に関する専門部会設置の提案を取り上げ、「次期計画の策定作業が具体化する段階で、改めて専門部会の設置に関する提案がなされた場合に、検討することとする」旨が決議された。このことについて、提案者である前委員から、当該議事における事務局の説明に提案の趣旨の誤認があったとして、「改めて提案趣旨を正確に説明し委員会の議論に付すこと」と、「議事録に事実誤認があった旨の修正注記を追記すること」を求める申入があった。これを受け、資料２～４に基づき、事務局から説明を行った。

○意見、質疑等

【副会長】

・　今回の申入に対し、当委員会として何らかの対応を行う必要があるかどうかというところから、ご意見をお願いする。

【委員】

・　議事録は通常であれば修正するものではないが、提案者本人が「違っている」とする部分については、修正追記を行っても問題ないと思う。

・　専門部会の設置については反対である。定性的な記述であった前計画に対し、第５次地域福祉計画は、定量的な評価に基づいて進捗管理できるようになった。これを、次期計画でも続けてほしい。

・　社会福祉法の条文に則した前委員の主張もわかるが、佐倉市の現状を知らない外部の人により、専門部会の意見として全く新しい計画に作り変えられてしまうと、令和６年度以降に第５次計画で行ってきた評価の流れが無になってしまう気がする。現計画の流れを保っていただきたい。

【委員】

・　同意する。本委員会は、地域の各分野の代表が集まっている。専門部会の部会員を厚生労働省から招いても、地域の自治会が大変な状況になっているということがわかっていないので、実態に合わない話になる。

【委員】
・　議事録については、修正追記をしてもよいと思う。
・　専門部会については、現時点では設置の必要まではないのではないか。多種多様な地域生活課題に対し、縦割りの支援メニューばかりで漏れが生じることのないように、包括的支援体制ということが言われているのだと考えるが、それは、縦割りの支援メニューがあること自体を否定するものではない。教育や住宅といった様々なメニューがまず用意されていることは大事であり、第５次計画にも、それらが記載されている。その上で、それらのメニューで対応できないものを取りこぼさない体制を作るということなので、現計画が社会福祉法で求められる内容から全く外れているとは感じていない。
・　一方で、佐倉市は、包括的支援体制の整備のためのわかりやすい手法として用意されている「重層的支援体制整備事業」を使わずに、この包括的支援体制の整備を進める方針であり、実際そうした自治体はたくさんある訳だが、ではどのように整備していくのかという説明は、もう少し丁寧になされてもよいのではないかと思う。
・　もう一点、「地域福祉コーディネーター」が「アウトリーチ支援員」であり「生活困窮者自立支援相談員」であるという図式は、やはり、わかりにくく感じる。支援員の負担が大きすぎないかといったことや、どこかにも記載があったように、個別支援に比重が傾き地域づくりに手が回らないといった状況などについて、現場で頑張っている支援員に対し、継続的なヒアリングを行ってもよいのではないかと思う。

【委員】
・　事務局の発言は議事録に記されているとおりで、それ自体を変えることはできないと思うので、修正注記というかたちが可能なのであれば。
・　地域福祉コーディネーターの活動については、確かに、包括的支援体制の中での活動という意味合いで、明確に表現したほうがよいと思う。また、包括的支援体制の１つの手段としての活動と、包括的支援体制の構築という面での考え方には、もう少し整理が必要であろう。

【委員】
・　議事録の扱いについては、修正注記の対応でよいように思うが、文書の制度上のことがわからないので、事務局の判断に委ねたい。
・　専門部会の設置については反対である。地方自治体ごと、地域ごとに、課題は異なっているものだと思う。専門部会の意見より、むしろ、市民目線での地

域福祉計画が必要なのではないか。
・　以前の計画には防災に関する記述がなかったので、「災害時の避難所でも、福祉の視点がなければ、避難してきた市民を助けられない」「計画には防災の観点を入れてほしい」と意見を述べたことがあるが、第５次計画にはしっかり反映している。私は１市民であり、ボランティアとして長く活動しているが、やはり地域福祉計画は市民目線で作り上げられていくもの。
・　市の地域福祉計画は、途中から福祉の基盤計画に格上げされ、その下に様々な施策が連なるという整理がなされてきた。第５次計画からは、各担当課による評価も入るようになった。これは大きな前進である。我々委員が、市民の目線で感じたことを委員会に上げていけば、それが計画の検討につながるのだと思っている。

【委員】
・　専門的な考え方と地域の考え方との間に乖離が生じ、なかなかまとまらなくなってしまうのではないかと思うので、私も専門部会は必要でないと考える。

【副会長】
・　これまでのご発言を整理すると、専門部会の設置については、地域に根差した会議であるべきとの観点から、皆、必要ないという意見であった。
・　第１回委員会の議事録の扱いに関しては、前委員の申入に対応する方向で一致した。具体的な方法については、事務局に一任してよろしいか。

【事務局】
・　議事録について、何らかの対応をすべきとのご意見をいただいた場合のために、案をご用意した。

（事務局から各委員に資料５を配付。）

【事務局】
・　申入においては、会議での発言の記録としての議事録の正確性が問題とされているものではないので、議事録本文の訂正や、議事録自体への追記は適当ではないと考える。一方、専門部会設置の提案者である前委員が示される提案趣旨は、記録として残すことが適当であると考える。これらのことから、資料５のとおり、申入があった事実及び前委員が示される提案趣旨を記載した別の文書を作成し、議事録と併せて公開する案としている。
・　第５次計画に対する前委員の「包括的支援体制の整備という目標を掲げながら、施策のほとんどが社会福祉法で求められた内容から外れて」いるというご意見については、過去の委員会会議で事務局の考え方を説明した経緯があることから、その内容も脚注として併記している。

【副会長】

・　議事録自体は現状のままとし、それと併せて資料５の文書を公開するという理解でよいか。

【事務局】

・　ご認識のとおりである。

【副会長】

・　事務局から、議事録に関する申入への対応の案が提示された。これについて、ご意見等あるか。

・　特段ないようなので、お諮りする。第１回佐倉市地域福祉計画推進委員会議事録に係る申入については、資料５の案により対応することとしてよろしいか。

（各委員から同意の声。）

【副会長】

・　承認されたので、そのように対応するものとする。それでは、事務局にお返しする。

３．閉　会